

付表3

平成 29 年度 当初要求 事業予算調書

一般	会計	2	款	3	項	6	目
----	----	---	---	---	---	---	---

所管課名	浜)地域振興課
------	---------

予算事業名	地域自治区振興事業費	区分	政策経費
-------	------------	----	------

重点施策	6.	(6) 遊休資産の活用
------	----	-------------

※ () は前年度予算額

事業名	浜益区地域交流施設運営事業	事業 通番	
-----	---------------	----------	--

総合戦略	4.	(5)	地域の魅力や可能性を活かした 賑わいづくり
------	----	-----	--------------------------

要求額	350	千円
	(328)	

※該当テーマ

1 地域協働推進事業

関連課名

企)企画課

査定案

【財源内訳】

国庫支出金

()

道支出金

()

市債

()

その他財源

(328)

一般財源

()

特定財源名及び補助率・充当率

浜益地域づくり基金

【補助率】 事業費の1/2以内

【充当率】 100%

要求額のうち今年度限りのもの

次年度(H30)における増額要素

- ・H20年3月で廃止された適沢コミュニティセンターの有効活用策について、地域協議会を中心に協議したが、より広い範囲での検討が必要との観点から、各産業団体からなる活性化協議会(名称:「はますます井戸端俱楽部」)を立ち上げ、協議を重ねた結果、ふるさと俱楽部ガルが、地域交流施設「café gull(カフェ・ガル)として、H22年~28年(22年-26年、28年は6~9月、27年は5~9月)運営事業を行ってきた。
- ・来客者からは、「サービスが良く、料理も美味しい」と評価が高く、6ヵ年で利用者の3割がリピーターとなり、ゆるやかな広がりを見せている。

※事業の目的

- ・区内遊休施設の有効活用を図り、交流人口の拡大により、活力ある地域づくりを推進することを目的とする。

※事業の概要

- ・浜益の食材を活かした軽食・喫茶コーナーの運営(木・金・土・日・祝日)
- ・地元特産物、加工品等の直売(浜益の食材のPR)及び特産品開発販売
- ・高齢者、独居老人を対象とした配食サービスの実施(土・日・祝日対象)
- ・観光情報発信(観光案内所的要素・H24年より郷土資料館別館が施設内に併設)
- ・これらの事業を行うため、運営に係る必要最低限の維持管理経費に対し助成する。(H29年度・継続2年目)



※事業実施団体

- ・ふるさと俱楽部ガル 代表 石橋 ミツ子

※事業の方法(対象など)

- ・浜益の地域性や立地条件から、夏季間のみの営業とし、6~9月の木、金、土、日及び祝日のみの営業。(予定)
- ・風光明媚な景色を活かし、訪れた方々にゆったりとした「癒しの空間」を提供し、これまで以上に市内外からの交流を図れるような場を目指す。

※事業の効果

- ・浜益を訪れた方と区民が交流を図ることにより、区のPR・活性化が図られる。(資料館別館PR・朝市・各観光行事など)
- ・現在、社会福祉協議会で実施していない土・日・祝日の配食サービスを行うことにより、高齢者のニーズや安否確認の一助を担うことができる。
- ・浜益の食材PRにより、農業・漁業と観光の連携、1次産業の振興が図られると共に、地産地消の推進も図られる。

※今後の事業計画

- ・平成29年度営業予定期間 6月1日~9月30日の木、金、土、日及び祝日、延べ72日間
- ・更なる経費節減と収入(高収益メニュー)の確保により、収支のバランスを図る。

※事業費の積算根拠

(単位:千円)

総事業費	2,278	売上1,840・市補助350・自己資金88
補助金対象経費	708	需用費430・役務費73・使用料55・備品150
補助金要求額	350	1/2以内
自己負担額外	1,928	自己資金・売上収入 ほか

【年度別事業費見込み】

(単位:千円)

区分/年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33以降	合計
事 業 費	2,316	2,260	2,278	2,278				9,132
(主な事業項目)								
								0
								0
								0
自己財源	1,983	1,932	1,928	1,928				7,771
市補助金	333	328	350	350	0	0	0	1,361

※注意事項 1 レイアウトは自由ですが、表記の項目は調書の基本的な流れなので、必ず記載すること。

2 事業費の積算資料(見積書・設計書等)があれば添付のこと。(原則A4版)

3 必要に応じ位置図及び平面図を添付すること。